

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく県の意見の公表

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインⅡ 5（1）の規定に基づき、同ガイドラインⅡ 2（1）に基づく事前届出をした者に対して県の意見を述べたので公表する。

1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）大津びわこ競輪場跡地商業施設 大津市二本松字立原 48 番 1 ほか 11 筆

2 県の意見

(1) 店舗周辺の道路はたびたび交通渋滞の発生する道路であることから、店舗周辺交差点への負荷をできる限り抑制する対策を講じられたい。

そのほか、店舗立地に伴う周辺道路の交通渋滞対策については、引き続き関係機関ならびに地域住民と協議を図られたい。

(2) 店舗出入口における車両と歩行者の交錯や、当該店舗周辺の交差点への負荷等を、出来る限り抑制するため、出入口における入出庫方向の実効性を確保する対策を講じられたい。

また、車両の出入りのため、RF 駐車場と 1 階駐車場を行き来する車両が多く発生することが懸念されるので、駐車場内の安全確保の具体的な対策を講じられたい。

(3) 誘導経路である県道高島大津線ならびに市道 2125 号線は交通渋滞の発生しやすい道路であり、計画どおりの経路で来退店されるか懸念される。については、右折入出庫の防止ならびに近隣住民の交通安全対策として、地域からの意見を勘案した上で実効性のある具体的な対策を講じられたい。

また、二本松交差点の信号サイクルや右折信号設置等については大津市、警察等の関係機関と引き続き協議を図られたい。

(4) 当該店舗には、都市公園としての機能も併設されているため、歩行者への来退店経路の周知徹底ならびに交通整理員の適切な人員配置等を実施し、歩行者への十分な安全対策を講じられたい。

また、歩行者の安全対策にあたっては引き続き関係機関ならびに地域住民と協議を図られたい。

(5) 当該店舗の周辺道路は、志賀小学校、皇子中学校の通学路に設定されていることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を講じられたい。また、当該校へ事前に当該計画の説明をされたい。

(6) 今回の届出については、地域住民等から多数の意見が提出されており、地域住民の生活環境保持のため、関係機関ならびに地域住民と引き続き協議を実施された上で、計画の具体化を進められたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 番 1 号

(2) 縦覧期間 平成 30 年 9 月 13 日から平成 30 年 10 月 15 日まで